

「芦別市子ども・子育て会議」の役割について

趣 旨

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例の定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務処理をするため、審議会その他合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、平成25年9月に「芦別市子ども・子育て会議条例」(資料2参照)を制定し、本市の附属機関として「芦別市子ども・子育て会議」を設置しました。

「子ども・子育て会議」の審議事項等について

【子ども・子育て支援法第77条第1項(抜粋)】

- (1)特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)の利用定員の設定に関する事
- (2)特定地域型保育事業(小規模保育等)の利用定員の設定に関する事
- (3)市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- (4)子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

(3)の「市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること」について

1 芦別市子ども・子育て支援事業計画の要旨

- 市は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という。)を策定します。
- 本計画は、子ども・子育て関連3法及び国の基本指針に即し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び子ども・子育て支援業務の円滑な実施に関する計画とします。
- 芦別市次世代育成支援対策地域行動計画(後期計画)が平成26年度に完了年度を迎えるため、同計画の内容を精査し、本計画に包含します。
- 市における本計画の位置付けは、市総合計画の分野計画であり、関連する市の保健・医療・福祉・教育分野の計画及び方針との整合を図ったものとしします。
- 計画期間は、平成27年度～平成31年度の5年間とします。

【子ども・子育て支援法第61条(抜粋)】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

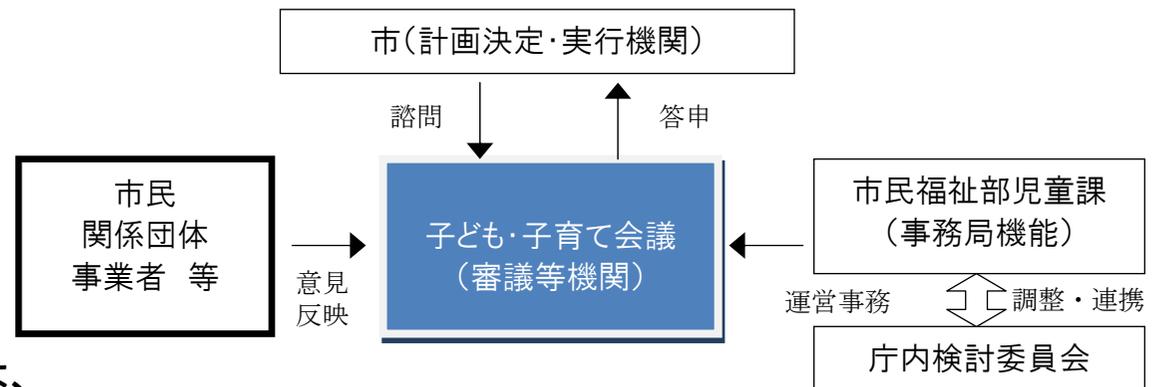
第61条第7項 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 芦別市子ども・子育て支援事業計画の策定体制

○市は、子ども・子育て会議の意見を踏まえ、計画を決定します。

○子ども・子育て会議は、市の諮問を受けて計画策定(改定)とともに、施設利用定員の設定のほか、計画の推進にかかる調査及び審議を行います。

○計画策定(改定)及び事業実施にあたっては、市民(保護者等)、関係者等の意見を聴くものとします。



(4)の「必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること」について

子ども・子育て支援事業計画は、5年を期間として継続的に策定します。市町村の子ども・子育て会議には、「関係者が政策のプロセス(PDCAサイクル)に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場」としての機能が求められており、調査審議の内容として、具体的に次のことが国から示されています。

- 幼児教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか
- 幼児教育・保育の提供体制のあり方や目標
- 必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- 費用の使途実績調査や事業の点検評価
- 計画について見直すべき部分がないか